

入札説明書

令和8年札幌市告示第431号に基づく入札等については、札幌市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

なお、入札説明書等とは、この入札説明書と、入札説明書に添付している「様式集（添付資料1）」、「仕様書（添付資料2）」、「契約書（案）（添付資料3）」のすべてを指す。

1 告示日

令和8年1月30日（金）

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル3階
札幌市教育委員会学校教育推進課保健係 電話（011）211-3841
メールアドレス kyoiku-hoken@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和8年度児童生徒等尿検査業務

(2) 調達案件の仕様等

別紙「仕様書（添付資料2）」のとおり。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和8年8月31日まで

(4) 履行場所

別紙「仕様書（添付資料2）」のとおり。

(5) 入札方法

仕様書等にした受検者数（見込）にそれぞれの単価を乗じたものの合計による、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された各単価に当該単価（金額）の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業／医療業、保健衛生サービス業」に登録されていること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) これまでに、学校保健安全法施行規則に基づく尿検査業務の契約実績があること。

- (6) 本業務の仕様を満たす有資格者（臨床検査技師又は医師）を有すること。
- (7) 本告示に示した内容が十分に履行可能な者であること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加提出書類の提出場所、契約条項を示す場所、及び問い合わせ先
上記2に同じ

- (2) 入札の日時及び場所

日時：令和8年2月10日（火）15時30分

場所：札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル4階

札幌市教育委員会入札室

- (3) 開札

入札終了後直ちに上記5(2)の場所にて行う。

- (4) 入札書の提出方法

上記5(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参又は送付により提出すること。

なお、持参又は送付により提出する場合は、上記2あてに令和8年2月6日（金）16時00分（必着）までに提出すること（電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。）とし、下記の方法により提出すること。

ア 持参により提出する場合、入札書は「添付資料1－様式1」を用いて上記3(5)に示す方法で作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年2月10日（火）15時30分開札 令和8年度児童生徒等尿検査業務の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛てに入札書の提出期限までに持参すること。

イ 送付により提出する場合、二重封筒とし、入札書を入れる封筒（内封筒）は、上記5(4)アのとおり作成及び記載すること。外封筒及び内封筒ともに入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年2月10日（火）15時30分開札 令和8年度児童生徒等尿検査業務の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛てに入札書の提出期限までに送付すること。

なお、この場合にあっては、簡易書留やレターパックなど配達記録サービス付きのものにより送付すること。

- (5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールの場合は、メールの件名を「令和8年度児童生徒等尿検査業務の質問について」とし、上記2のメールアドレスあてに送信すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和8年2月4日（時間は各日午前8時45分から午後5時15分まで）までの間に提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和8年2月5日以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局

ホームページに掲載する。

(6) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札

イ 上記5(2)の入札日（送付又は持参による提出の場合は上記5(4)に示す入札書提出期限日）以後、落札者の決定までの間に上記4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしたうえで、入札書とともに委任状（添付資料1－様式2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記5(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（添付資料1－様式2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、有効な入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、委託者があらかじめ示した予定数量に各契約単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定

無

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記6(4)ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを示す書類（実績報告書（添付資料1－様式3）及び資格保有状況報告書（添付資料1－様式4））を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記6(4)ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記6(4)ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 6 (4)ウに示すとおり入札参加資格を有することを示す書類を、関係職員の求めに応じ提出することとし、当該書類に関し説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

イ 入札参加者は、入札説明書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記 6 (7)イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙「契約書（案）（添付資料 3）」のとおり。

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

書面の提出は、持参又は送付（電子メールを含む。）によるものとする。なお、電子メールにより提出する場合は、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。